



2025年12月4日

各位

会 社 名	株 式 会 社 エ コ ミ ッ ク
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 熊谷 浩二
コ ー ド 番 号	3802 東証スタンダード・札証アンビシャス
本 社 所 在 地	札幌市中央区大通西八丁目1－1 大通あおばビル
問 合 せ 先	取 締 役 管 理 部 長 荒 谷 努
電 話 番 号	011-206-1103
(U R L	https://www.ecomic.jp/)

(訂正)「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始に関するお知らせ」
の一部訂正に関するお知らせ

当社は、2025年12月3日付で公表した、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）につきまして、訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。訂正箇所には下線を付しております。

なお、本訂正は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等を変更するものではありません。

記

I. 本プレスリリースの訂正内容

1. 買付け等の目的

(訂正前)

<前略>

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年12月3日開催の取締役会において会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、本公開買付けにおける買付予定数を1,263,000株（所有割合：26.91%）を上限とすること、本公開買付価格については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、当社の2025年9月期末時点での分配可能額543百万円を買付予定数で除した値（小数点以下第一位を四捨五入）である1株430円とすること、キャリアバンク以外の株主が本公開買付けに応募した場合には、買付予定数を超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の

13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しそ
の他の決済を行うことを決議いたしました。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年12月3日開催の取締役会において会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、本公開買付けにおける買付予定数を1,263,000株（所有割合：26.91%）を上限とすること、本公開買付価格については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、当社の2025年9月期末時点での分配可能額543百円を買付予定数で除した値（小数点以下第一位を四捨五入）である1株430円とすること、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した1,263,100株を上限とすることを決議いたしました。

＜後略＞

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

(訂正前)

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	1,263,000株（上限）	543,090,000円（上限）

(注1) 発行済株式総数4,693,200株（2025年12月3日現在）

(注2) 発行済株式総数に対する割合26.91%

(注3) 取得する期間2025年12月4日（木曜日）から2026年1月13日（火曜日）まで。

＜後略＞

(訂正後)

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	1,263,100株（上限）	543,133,000円（上限）

(注1) 発行済株式総数4,693,200株（2025年12月3日現在）

(注2) 発行済株式総数に対する割合26.91%

(注3) 取得する期間2025年12月4日（木曜日）から2026年1月13日（火曜日）まで。

(注4) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元（100株）を加算しております。

＜後略＞

3. 買付け等の概要

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

② 算定の経緯

(訂正前)

＜前略＞

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年12月3日開催の取締役会において会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、本公開買付けにおける買付予定数を1,263,000株（所有割合:26.91%）を上限とすること、本公開買付価格については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、当社の2025年9月期末時点での分配可能額543百万円を買付予定数で除した値（小数点以下第一位を四捨五入）である1株430円とすること、キャリアバンク以外の株主が本公開買付けに応募した場合には、買付予定数を超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うことを決議いたしました。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年12月3日開催の取締役会において会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、本公開買付けにおける買付予定数を1,263,000株（所有割合:26.91%）を上限とすること、本公開買付価格については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、当社の2025年9月期末時点での分配可能額543百万円を買付予定数で除した値（小数点以下第一位を四捨五入）である1株430円とすること、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した1,263,100株を上限とすることを決議いたしました。

＜後略＞

以上